

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新第65期司法修習生から廃止され、昨年11月には給費制が廃止されて3期目となる第67期が修習を開始した。

2 もともと給費制は、日本国憲法の下において三権分立の一翼を担い、以て国民の基本的人権の擁護を全うする役割を求められている司法を担う人材を育成するために、司法試験合格者にアルバイトを禁止して修習に専念する義務を課すとともに、こうした人材を国費で育成するためにもうけられたものである。そして、修習を終えて国家公務員たる裁判官や検察官になる者のほか、弁護士となる者についても「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法第1条1項）ことが定められ、いずれも権利の守り手として公共的・公益的職務を担っている。

こうした司法を担う人材を育成するための制度の一環としてもうけられている給費制を受益者負担主義の発想で廃止することは、法曹の公共的・公益的性格を弱め、ひいては司法の機能を弱めることになりかねないことから、自由法曹団は給費制の廃止に強く反対してきた。

3 給費制が廃止された下で修習を終えた新第65期や第66期からは、日々の生活費はもちろんのこと、充実した修習を送るために必要不可欠な書籍代や交通費、学習会の参加費に至るまで、切り詰めた生活を送らざるを得ないという現状が報告されている。

また、貸与制を利用すると約300万円の負債を抱えることになるため、奨学金とあわせて負債総額1000万円を超える者も珍しくない。他方で、弁護士の経済的困難、さらには空前の就職難も重なり、借金返済への不安は強い。若手弁護士からは、収入に繋がらないものの公益性の高い事件に取り組むことができないという声もあがっている。

さらに、法曹界の経済的不安は、法曹志願者の激減にも繋がっている。このように、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害しているのみならず、司法制度全体に悪影響を及ぼしていることに強い危機感を抱いた211名の新第65期が、2013年8月2日、全国4地裁で給費制廃止違憲訴訟を提起する事態にまで至っている。

4 給費制は、財政難の他、「多くの修習生は、将来弁護士として高収入が見込まれるのだから、借金返済の不安は少ない」、「公務員ではない修習生が国庫から給費を受けることは国民の理解が得られない」等の理由により、2004年裁判所法改正により廃止された。このうち、「借金返済の不安は少ない」という理由付けがもはや通用しないことは、先に述べた修習生と若手法曹を巡る経済的状況に鑑みれば明らかである。

また、国民の基本的人権の擁護を全うすることが求められている司法の機能に鑑みるならば、これを支える人的資源である法曹の育成は、財政難を理由におろそかにしてよいものではない。敗戦直後の経済的混乱期において、現在の統一司法修習制度と給費制が開始されたことを考えれば、今日の財政難を理由に給費制を全面的に廃止することが許されないのは明らかである。

さらに、2013年4月から5月に行われたパブリックコメントでは、給費制復活を求める声が圧倒的多数となり、同年11月から本年2月まで行われた賛同署名でも2114筆（1427団体、個人687人）もの賛同が寄せられた。

本年4月15日に開催された給費制復活を目指す院内集会では、国会議員21名、代理の秘書40名が参加し、「給費制がないと安心して修習が受けられず、十分な人材育成ができなくなる」など、給費制復活を支持する発言が相次いだ。

このように、多くの国民や国会議員は、公務員並みの義務を課され、時間的・場所的拘束も受ける修習の実態と、修習生を取り巻く経済的不安を事実として受けとめ、給費制に理解を示している。仮想的な「国民の理解」を隠れ蓑に貸与制を前提とした議論を行うことが許されないことは明らかである。政府が設置した法曹養成制度改革推進会議は、司法権の憲法上の位置付けを踏まえて、修習生、法曹志願者や若手法曹の実情に目を向けた議論と具体的な改善策を進めるべきである。

5 自由法曹団は、国民の権利を擁護するために、司法を担う法曹の公共性、公益性を守り抜き、また、法曹を志す者が経済的事情から法曹になる道を断念せざるを得なくなることがないように、司法修習生に対する給費制の復活を求めて全力を挙げて奮闘する。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会